

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A学校に臨時教員として就労していたが、平成〇年〇月〇日に同校校舎合同学習室内で自立活動授業のための女子児童を介助していたところ、児童の手が請求人の顔面および右眼球を直撃して負傷した（以下「本件事故」という。）。

請求人は、負傷後、B病院で「右結膜炎、右眼球打撲」の傷病名により治療を受け、その後、Cクリニック等の医療機関で「頸椎捻挫」の傷病名により療養を継続したが、監督署長は、請求人の傷病は、平成〇年〇月〇日付けをもって治癒したものと認定した。

請求人は、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの間の療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、治癒後の請求であるとして、これらを支給しない旨の処分をした。請求人は、この処分を不服として、審査請求、再審査請求を行い、当審査会は、平成〇年〇月〇日付け裁決（以下「前裁決」という。）でこれを棄却した。

今回、請求人は、平成〇年〇月〇日にD医療センターに受診し「右外傷性白内障、乱視」と診断され、同診療にかかる療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、本件請求は治癒後の請求であるとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」

という。)に審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の本件事故による傷病が既に治ゆしているとして療養補償給付を支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 当審査会は、前裁決の裁決書において、請求人の本件事故による傷病は既に治ゆしていると判断しているところであるが、請求人は、平成〇年〇月〇日のD医療センターでの診療による「右外傷性白内障、乱視」の診断名により治療を受け、療養補償給付の請求に及んだものである。

(2) 請求人は、E病院での点眼薬の処方や検査で症状が落ち着き、改善されている旨を申述しているが、同病院のF医師は、意見書で、「加齢による白内障の進行はありうる。外傷性白内障は固定。」と述べている。また、G病院のH医師も意見書で、要旨、「右眼矯正視力は1.2と良好であり、白内障の自覚症状は軽度であることから、症状は固定していると思われる。」と述べている。これら2名の医師の意見からしても前裁決において当審査会が既に判断している請求人の本件事故による傷病の治ゆ日を変更する必要は認められない。また、本件の請求人の主張、提出資料を精査しても、前裁決の判断を左右するものは認められない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給し

ない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。